

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみの国のなかま（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会、監事監査等に出席する場合に、支給するものとする。

(報酬)

第4条 報酬を支給する場合、別表に定める金額を支給するものとする。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

別表

区 分	報 酬 額 (1回につき)
評 議 員	15,000円
理 事	15,000円
監 事	15,000円

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。